

陳 情 文 書 表

(都市計画局)

受 理 番 号	3 6 6 1	受理年月日	令和 7 年 7 月 17 日
件 名	西京区役所保健福祉センター別館及び川西市営住宅の跡地の活用		
要 旨	西京区桂学区にある西京区役所保健福祉センター別館及び川西市営住宅跡地は、土壌調査が終了し、今秋には売却先の公募が行われると聞いている。私たちは2023年11月に、川西市営住宅跡地利用について要望・願いを語り合う集いを行った。川西市営住宅の敷地には公園があり、地域の皆さんから長く利用され親しまれてきた遊び・憩いの場であった。それだけに集いでは、跡地活用について、子供たちが遊べる公園、地域住民の方が憩える場所、児童館や老人福祉センターの拡充、青少年活動センターのような施設を、等の声が出された。 この集いの中で、 を結成し、2024年1月に、川西市営住宅跡地は地域の財産であり、住民の要望・立場に立った利用を求める署名716筆を市長宛てに提出した。その後、都市計画局住宅室住宅政策課や住宅管理課、建設局みどり政策推進室との懇談、西京区選出市議員への要請活動、西京区役所地域力推進室まちづくり推進担当との懇談等を進め、市会に陳情書を提出した。 桂学区内の桂小学校以北には、住宅街の一角にちびっこ広場と言われるものがあるだけで、子供たちが伸び伸びと楽しく遊べる、地域の住民が憩える公園がない。また、西京区内には他行政区にはあるいきいき市民活動センターがない。 桂地域には、新しい若い世代の方々が転入されている。子育て世代の皆さんが安心して暮らしていける、子育てしていける地域づくり、また、小学生・中学生の遊び場、高齢者の憩える場のある地域づくりは、大変重要である。 京都市は、跡地売却の方向で進んでいるが、西京区役所保健福祉センター別館及び川西市営住宅跡地は市有地であり、市民の共有財産である。その貴重な財産（跡地）は売却せず、市民の要望に沿って公共的に活用されることを強く要望する。 ついては、以下のことを願う。 1 西京区役所保健福祉センター別館及び川西市営住宅跡地は、売却せず公共的に活用すること。 2 活用方法は、住民の要望・意見を尊重し、子供から高齢者までが利用できる公園、地域の誰もが利用できるいきいき市民活動センターを設置すること。		
陳 情 者			
回付委員会	まちづくり委員会		